

絶滅危惧種の種指定による捕獲規制状況

分類群	レッドリスト ランク	右記の法令 による指定 種	地域を定めない捕獲規制			地域を限定した捕獲規制			
			国内希少 野生 動植物種	狩猟鳥獣 以外の 鳥獣	天然記念 物 (特別天然 記念物を含 む)	国立・国定 公園の 特別地域 の指定動 植物	国立・国定 公園の 海域公園 地区の捕 獲規制動 植物	自然環境 保全地域 の野生動 植物保護 地区の保 護すべき野 生動植物	都道府県 の希少種 保護条例 指定種
哺乳類	CR	14	4	14	9				
	EN	40	5	40	13				3
	VU	20	1	20	4				2
鳥類	CR	21	15	21	6				
	EN	92	35	92	25				13
	VU	32	11	32	7				7
爬虫類	CR	1	1						
	EN	8			3	3	2		2
	VU	3				1			
両生類	CR	1	1						
	EN	10	1		1				10
	VU	4			1				4
魚類	CR	16	4		3		4		11
	EN	38	4		4		14	3	22
	VU	12			1		7		8
昆虫類	CR+EN	46	15	15	8	6	5		30
	VU	33			5	1			19
		13			3				11
貝類	CR+EN	22							22
	VU	13							13
		9							9
その他 無脊椎	CR+EN	4							4
	VU	1							1
		3							3
維管束植物	CR	211	18			183		6	51
	EN	919	23	3		841	1	42	198
	VU	301	2			386	1	21	74
蘚苔類	CR+EN	0							
	VU	0							
		0							
藻類	CR+EN	3				1	2		
	VU	2				1	1		
		1					1		
地衣類	CR+EN	0							
	VU	0							
		0							
菌類	CR+EN	0							
	VU	0							
		0							
合計		1182	84	132	54	851	17	42	304

注1：天然記念物（特別天然記念物を含む）については種指定種の中の野生生物種のみを対象とし、地域指定種等は対象としていない。

注2：自然環境保全地域は国指定を対象としている。

注3：動物は、レッドリストでは基本的に種・亜種で選定されている。各法令による指定種名およびその範囲が、レッドリストと齟齬がある場合、レッドリストの名称に合わせ、適宜読み替えて数えた。したがって、各法令における種数とは一致しない。

例：天然記念物指定のカワウソには、ニホンカワウソ（北海道亜種）（CR）、ニホンカワウソ（本州以南亜種）（CR）の2亜種が含まれる。

トゲネズミにはオキナワトゲネズミ（CR）、アマミトゲネズミ（EN）、トクノシマトゲネズミ（EN）の3種が含まれる。

注4：植物は、レッドリストでは基本的に種・亜種・変種で選定されている。

各法令で指定された当時とレッドリストの分類が異なる種類が多いため、いくつかの植物目録等を参考にして可能な範囲で対応をとった。

また、各法令で指定された品種のうち、レッドリストに品種で掲載されている場合にはその品種のランクを、掲載されていない場合にはその品種が含まれる種（または亜種、変種）のランクを採用して数えた。

注5：全ての動植物の捕獲等が規制されている区域（国立・国定公園特別保護地区、原生自然環境保全地域、生息地等保護区の管理地区内で特に指定された区域、鳥獣保護区内の特別保護地区内で特に指定された区域）では上記以外の種も捕獲が規制される。

捕獲・採集が減少要因である絶滅危惧種の種指定による捕獲規制状況

分類群	レッドリスト ランク	捕獲・採集が減少 要因である絶滅危 惧種数	右記の法令による 指定種	地域を定めない捕獲規制			地域を限定した捕獲規制				
				国内希少 野生 動植物種	狩猟鳥獣 以外の 鳥獣	天然記念 物 (特別天然 記念物を含 む)	国立・国定 公園の 特別地域 の指定動 植物	国立・国定 公園の 海域公園 地区の捕 獲規制動 植物	自然環境 保全地域 の野生動 植物保護 地区の保 護すべき 野生動植 物	都道府県 の希少種 保護条例 指定種	
哺乳類	CR	3	3			3	2				
	EN	4	0	3 (75%)		3	2				
	VU	1	0								
鳥類	CR	3	3		2	3	1				
	EN	15	3	15 (100%)	4	15	4	1			3
	VU	9	9		1	9	2				3
爬虫類	CR	2	1								
	EN	14	4	7 (50%)	1		2	3	2		2
	VU	8	3				2	1			
両生類	CR	1	1		1						1
	EN	10	4	8 (80%)	1		1				8
	VU	5	4				1				4
魚類	CR	17	8		2		1		3		4
	EN	37	13	15 (41%)	2		1		4	1	10
	VU	7	6								5
昆虫類	CR+EN	48	23	21 (44%)	7	7	3	2	3	2	15
	VU	25	4				1	1			4
貝類	CR+EN	54	35	2 (4%)							2
	VU	19	0								2
その他 無脊椎	CR+EN	6	1	0 (0%)							
	VU	5	0								
維管束 植物	CR	90	52		3				44		23
	EN	380	130	291 (77%)	7	2		273	93	22	105
	VU	160	137		2			136	12		39
蕨苔類	CR+EN	0	0								
	VU	0	0								
藻類	CR+EN	0	0								
	VU	0	0								
地衣類	CR+EN	0	0								
	VU	0	0								
菌類	CR+EN	1	0	0 (0%)							
	VU	1	0								
合計		569	362 (64%)	22	18	13	279	4	22	145	

注1：天然記念物（特別天然記念物を含む）については種指定種の中の野生生物種のみを対象とし、地域指定種等は対象としていない。

注2：自然環境保全地域は国指定を対象としている。

注3：動物は、レッドリストでは基本的に種・亜種で選定されている。各法令による指定種名およびその範囲が、レッドリストと齟齬がある場合、レッドリストの名称に合わせ、適宜読み替えて数えた。したがって、各法律における種数とは一致しない。

例：天然記念物指定のカワウソには、ニホンカワウソ（北海道亜種）（CR）、ニホンカワウソ（本州以南亜種）（CR）の2亜種が含まれる。

トゲネズミにはオキナワトゲネズミ（CR）、アマミトゲネズミ（EN）、トクノシマトゲネズミ（EN）の3種が含まれる。

注4：植物は、レッドリストでは基本的に種・亜種・変種で選定されている。

各法令で指定された当時とレッドリストの分類が異なる種類が多いため、いくつかの植物目録等を参考にして可能な範囲で対応をとった。

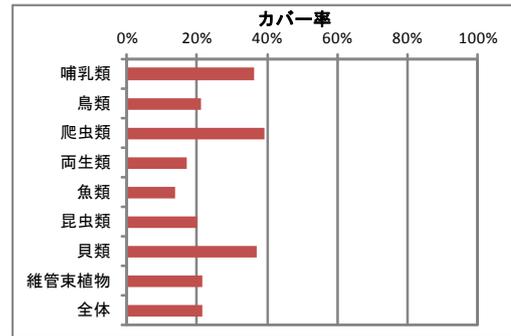
また、各法令で指定された品種のうち、レッドリストに品種で掲載されている場合にはその品種のランクを、掲載されていない場合にはその品種が含まれる種（または亜種、変種）のランクを採用して数えた。

注5：全ての動植物の捕獲等が規制されている区域（国立・国定公園特別保護地区、原生自然環境保全地域、生息地等保護区の管理地区内で特に指定された区域、鳥獣保護区内の特別保護地区内で特に指定された区域）では上記以外の種も捕獲が規制される。

保護地域のカバー率（分布データがある分類群のみ）

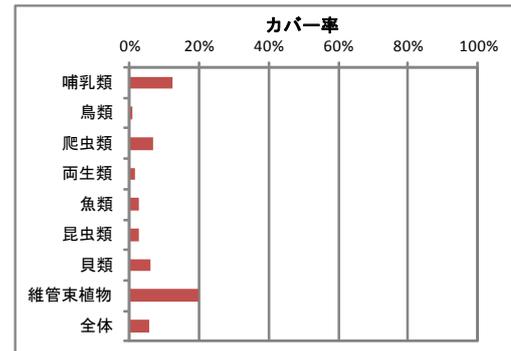
◆減少要因：開発

分類群	絶滅危惧種数	分布データがある種数	保護地域内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{*1}		カバー率
				全体	保護地域内 ^{*2}	
哺乳類	31	20	17	254	92.3	36.3%
鳥類	61	44	40	7,111	1,503.0	21.1%
爬虫類	24	21	15	522	205.5	39.4%
両生類	21	20	20	1,651	283.2	17.2%
魚類	135	104	86	6,882	935.8	13.6%
昆虫類	131	75	69	10,108	2,025.2	20.0%
貝類	239	216	183	4,000	1,474.3	36.9%
維管束植物	811	432	361	9,687	2,087.1	21.5%
全体	1,453	932	791	40,215	8,606.5	21.4%



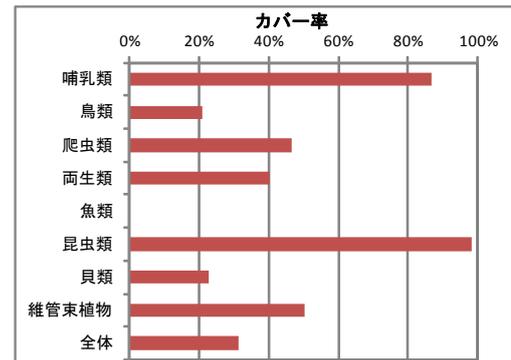
◆減少要因：捕獲・採集

分類群	該当種数	分布データがある種数	捕獲・採集の規制区域内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{*1}		カバー率
				全体	捕獲・採集の規制区域 ^{*3}	
哺乳類	4	1	1	8	1.0	12.5%
鳥類	15	10	5	940	7.2	0.8%
爬虫類	14	13	8	449	30.8	6.9%
両生類	10	9	6	1,086	18.6	1.7%
魚類	37	35	18	1,689	44.7	2.6%
昆虫類	48	35	24	4,345	122.5	2.8%
貝類	54	47	22	1,073	63.3	5.9%
維管束植物	380	119	71	1,740	347.2	20.0%
全体	562	269	155	11,330	635.3	5.6%



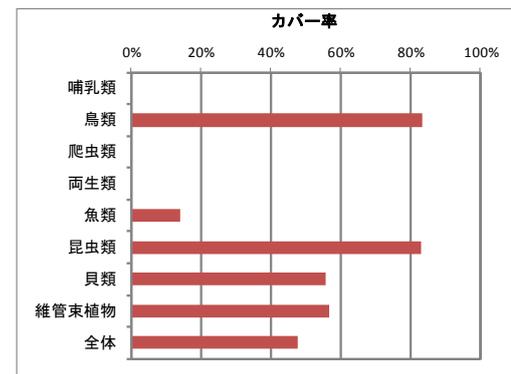
◆減少要因：過剰利用等

分類群	該当種数	分布データがある種数	保護地域内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{*1}		カバー率
				全体	保護地域内 ^{*2}	
哺乳類	1	1	1	11	9.5	86.5%
鳥類	12	12	11	1,423	300.4	21.1%
爬虫類	1	1	1	139	64.8	46.6%
両生類	2	2	2	96	38.7	40.3%
魚類	0	0	0	0	0.0	-
昆虫類	6	3	3	32	31.5	98.3%
貝類	8	6	3	50	11.4	22.7%
維管束植物	158	61	54	492	247.0	50.2%
全体	188	86	75	2,243	703.3	31.4%



◆減少要因：産地局限

分類群	該当種数	分布データがある種数	保護地域内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{*1}		カバー率
				全体	保護地域内 ^{*2}	
哺乳類	0	0	0	0	0.0	-
鳥類	8	1	1	12	10.0	83.3%
爬虫類	3	0	0	0	0.0	-
両生類	0	0	0	0	0.0	-
魚類	44	26	17	350	49.1	14.0%
昆虫類	4	3	3	14	11.6	82.9%
貝類	84	68	55	622	346.0	55.6%
維管束植物	215	81	65	640	362.5	56.6%
全体	358	179	141	1,638	779.3	47.6%



それぞれの要因には下記が含まれる。

開発：要因 11 森林伐採、要因 12 湖沼開発、要因 13 河川開発、要因 14 海岸開発、
要因 15 湿地開発、要因 16 草地開発、要因 17 石灰等採掘、要因 21 ゴルフ場、
要因 22 スキー場、要因その他開発、要因 23 土地造成、要因 24 道路工事、
要因 25 ダム建設

捕獲・採集：要因 41 園芸採取・狩猟等、要因 42 薬用採集、要因 43 その他不法採集等

過剰利用等：要因 51 踏みつけ、要因過剰利用

産地極限：産地極限 61

- *1 延べ分布メッシュ数：種ごとの分布メッシュ数を足した数
〈例〉A種が2メッシュ、B種が3メッシュの場合は5メッシュ
なお、種内の同一メッシュの重複は削除している。
- *2 保護地域は以下を指す。
国立・国定公園、自然環境保全地域（国指定、原生自然環境保全地域も含む）、
国指定鳥獣保護区、生息地等保護区
- *3 捕獲・採集の規制区域：全動植物について、捕獲・採取を許可制にする等の規制を行っている
地種区分のみを選択した。具体的には以下の保護地域の地種区分が該当する。
国立・国定公園の特別保護地区、原生自然環境保全地域
なお、生息地等保護区については、元データに地種区分が無いため、ここでは一括して対
象外としている。